

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

向島税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

東京都墨田区東向島2-7-14

最寄り駅

東武線曳舟駅 徒歩3分

京成線京成曳舟駅 徒歩6分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は東京国税局(中央区築地5-3-1)において相談・受付を行います。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 東京国税局 [\(案内図\)](#)

所在地 東京都中央区築地5-3-1

最寄り駅 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分

東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分

受付 午前8時30分から午後4時まで

相談 午前9時15分から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。

[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)

- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655 東京都台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎)へ送付していただきますようお願いいたします。

その他

- 上記開設期間の前でも、申告相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場は、ご利用頂けませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。